

11月22日(日)告示

勝山市長選挙

うごかそう 君のその手で まず一票

令和2年度勝山市明るい選挙啓発キャッチフレーズ・標語コンクール 最優秀賞 仲村 悦郎さん(村岡小)の作品

投票日 11月29日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

第7投票区 大矢谷公民館

第10投票区 北谷町コミュニティセンター

は午後6時まで

勝山市選挙管理委員会事務局(市役所1階)

☎88-1116

**投票の際はご協力を
新型コロナウイルス感染症対策**

投票所内では次のことにご協力ください。

- マスクの着用
- 周囲との距離の確保

各投票所の感染症対策

- 事務従事者などのマスク着用
- 投票用紙記入用に使い捨て鉛筆を設置
- 消毒液の設置
- 換気および消毒

勝山市で投票できる方

◆年齢要件

平成14年11月30日以前に生まれた方(投票日当日の満年齢が18歳の方)。

◆住所要件

令和2年8月21日以前に住民登録し、引き続き勝山市に居住していること。

市内で住所を変更された方の投票場所

令和2年11月12日から投票日までの間に、勝山市内で転居届を出された方は、入場券に記載されている元の住所地の投票所で投票してください。

体が不自由な方へ

身体に障がいのある方は、次の投票を行うことができます。

①郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票を行うには「郵便投票証明書」(7年間有効 要介護5の方を除く)の交付を受けることが必要です。

ただし、障がいの程度に

よっては、証明書の交付が受けられない場合があります。

申請場所▼市選挙管理委員会
持ち物▼身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証

本人に代わって、あらかじめ届出があった代理記載人が投票用紙に書くことができます。制度もあります。

利用できるのは、郵便等投票証明書の交付を受けている方で、身体障害者手帳に上肢もしくは視覚障害1級または戦傷病手帳に上肢もしくは視覚の障がい程度が特別項症から第2項症までの記載がある方です。

②代理投票

自分で候補者名等を書くことができない場合は、補助者が本人の立ち会いの上、代理投票することができます。

③点字投票

視覚に障がいのある方は、点字で投票できます。点字器や点字の候補者等の名簿は、投票所に備え付けてあります。

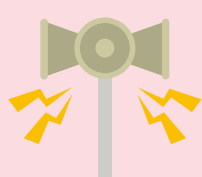
みなさんの投票場所はここらです

沢町2丁目、芳野町1・2丁目、長山町1・2丁目の方は、投票場所が変更になりましたのでご注意ください

| 投票区名 | 施設の名称 | 投票区の区域 |
|--------|----------------|--|
| 第1投票区 | 勝山市役所 | 元町1丁目、本町、栄町、 沢町、長山町 |
| 第2投票区 | 成器西小学校 | 昭和町、旭町1丁目 |
| 第3投票区 | 成器南幼稚園 | 元町2・3丁目、立川町 |
| 第4投票区 | 旭町二丁目区民会館 | 旭町2・3丁目、旭毛屋町 |
| 第5投票区 | 猪野瀬公民館 | 片瀬、片瀬町、猪野口、若猪野、高島、毛屋町、毛屋、西高島、猪野、岡横江 |
| 第6投票区 | 平泉寺公民館 | 平泉寺、赤尾、笹尾、大渡、壁倉、神野、経塚 |
| 第7投票区 | 大矢谷公民館 | 岩ヶ野、大矢谷、小矢谷、上野 |
| 第8投票区 | 福祉健康センター「すこやか」 | 芳野町 、郡町、郡、滝波町、滝波、五本寺、黒原、寺尾、浄土寺、芳野 |
| 第9投票区 | 栃神谷公民館 | 栃神谷、暮見、薬師神谷 |
| 第10投票区 | 北谷町コミュニティセンター | 中尾、北六呂師、河合、木根橋、小原、杉山、谷 |
| 第11投票区 | 野向公民館 | 龍谷、竹林、聖丸、深谷、牛ヶ谷、北野津又、横倉 |
| 第12投票区 | 荒土公民館 | 荒土町全地区 |
| 第13投票区 | 北郷公民館 | 西妙金島、檜曾谷、新町、志比原、上森川、下森川、東野、岩屋 |
| 第14投票区 | 伊知地公民館 | 伊知地、坂東島、上野 |
| 第15投票区 | 鹿谷公民館 | 鹿谷町全地区 |
| 第16投票区 | 遅羽公民館 | 遅羽町全地区 |

投票日にはサイレンを鳴らします

投票開始の午前7時と投票所閉鎖1時間前の午後7時にサイレン(公民館など)を鳴らします。



ジオアリーナで即日開票 参観者は500人まで

午後9時から開票を開始します。参観ご希望の方は、午後8時からロビーにて受け付けます。**マスク、上履きをご持参ください。**

入場券を郵送します

入場券は、世帯ごとにハガキ(一通につき4人分まで)で届きます。世帯の有権者が5人以上の場合は、2通以上届きます。入場券は告示日から3日以内に郵便でお届けします。入場券がなくても投票できますが、本人確認のためお時間をいただきます。

期日前投票について

投票当日、仕事や旅行などで都合の悪い方は、期日前投票制度をご利用できます。入場券裏面の宣誓書をあらかじめご記入の上、次の期日前投票所にお越しください。

①市役所期日前投票所

期間▼11月23日(祝・月)～28日(出)
午前8時30分～午後8時

②すこやか期日前投票所

期間▼11月26日(木)～28日(出)
午前8時30分～午後8時

①シール式はがきをはがすと、中に入場券が記載されています。



②入場券は切り離して投票所にお持ちください。

③期日前投票をするときは、裏面の宣誓書にあらかじめご記入ください。
※11月29日に投票する場合は記入不要

入場券裏面

期日前投票 投票用紙請求書兼宣誓書

※1 投票日当日に投票される場合は記入不要です。
※2 必ず裏面に記載された選挙人本人が記入してください。
私は、選挙の日、下記の事由に該当する見込みなので、以下の記載が真実に相違ないことを誓い、あわせて投票用紙等の交付を請求します。

勝山市選挙管理委員会 委員長 様 令和2年 11月 23日

| | |
|------|---|
| 住所 | 勝山市〇〇町〇〇丁目〇〇-〇〇 |
| 氏名 | 勝山 太郎 選挙区 〇〇 〇〇年 〇月 〇日 |
| 事由 | 1 仕事、学業、冠婚葬祭 2 外出、旅行 3 疾病等のため歩行困難、雨事施設等収容 4 交通定数の為等(車具体的に)に居住・滞在 5 住所移転 6 天災、悪天候 |
| 地理番号 | 〇〇〇〇 |

地理番号 代理投票 点字投票

※日付、住所、氏名、生年月日を記入の上、「事由」欄の該当する番号に○をつける
※新型コロナウイルスの感染を懸念する場合は6番を選択

混雑を緩和するため、すこやか期日前投票所をぜひご利用ください。土曜日は特に混雑が予想されます。

